



八代地域市町村合併協議会だより

平成15年9月1日 第12号



全国農業コンクールでは「名誉賞」を受賞！！

目指して ～千丁町ひのみどり会～



会長 福岡 安徳さん

★八代地域市町村合併に関するコメント★

担い手の高齢化や、後継者の減少、輸入農産物の増加等による農産物価格の低迷など、農業全体が多くの課題に直面しています。

今回の市町村合併に関しては、八代地域の農業経営の安定と地域産業の発展につながるよう、ひのみどり会としても努力していききたいと思います。

八代の農業発展のため、魅力とやりがいのある農業の確立と、活力とうるおいのある新しいまちづくりを期待します。

8月 協議会日誌

1日	第14回人事管理分科会、第15回行政分科会
4日	第12回広域分科会、第21回企画分科会 第22回福祉分科会、第32回保健分科会
5日	FMやつしろ「合併協議会だより」、平成14年度決算報告 第14回理工工業分科会、第14回現代産業分科会 第11回選挙分科会、第11回農林委員会分科会
6日	第14回水道分科会、第13回文化振興分科会 第12回小中学校分科会、町村会計職員研修会
7日	第9回住宅分科会
8日	第9回人権分科会
	第16回財政・第5回財政計画分科会
11日	第33回保健分科会、第13回社会教育分科会 第17回建設計画分科会
	FMやつしろ「合併協議会だより」
12日	第2回社会福祉協議会合併協議会 第12回協議会
13日	第3回農林水産部会・農業分科会合同会議 第20回環境分科会
	第4回教育部会、第22回企画分科会
18日	第16回行政分科会 鹿児島県財税中央合併協議会視察
	FMやつしろ「合併協議会だより」
19日	第14回水産分科会、住居地地産物取引合同会議
20日	第18回土木分科会、第12回都市計画分科会、第18回財政分科会
21日	第5回福祉部会、第17回水道分科会
22日	第13回企画部会、第14回水道分科会
26日	FMやつしろ「合併協議会だより」、第15回幹事会
27日	第15回農林部会分科会、第13回保健分科会
28日	第12回福祉分科会、第15回住居戸籍分科会
29日	第16回農林分科会

エフエムやつしろ



かつばFM76.5MHz

協議会だより放送中

毎週火曜日 午前9時30分より
再放送 午後0時50分頃

●合併に関する問い合わせは

八代地域市町村合併協議会事務局
〒886-8555
熊本県八代市西井町1840番地(八代総合庁舎内)
TEL 0965-33-3111(代表)、0965-33-3328(直通)
FAX 0965-35-0308
Eメール yatsushiro_gappei@bellin.ocn.ne.jp
URL <http://www.bahirok.net>

八代市市町村合併推進室	ℓ0965-33-4168
坂本村 総務課	ℓ0965-45-2211
千丁町 総務課	ℓ0965-46-1101
鏡町 総務課	ℓ0965-52-1111
電北町 総務課	ℓ0965-52-3111
宮原町 総務課	ℓ0965-62-2311
東陽村 総務課	ℓ0965-65-2111
泉村 総務課	ℓ0965-67-2111

第13回 合

期日 平成15年
時間 午後1時
場所 熊本県八
5階大会
※傍聴の方は、開
付をお願いします
なお、傍聴席は
となります。

参ります。





▲第12回合併協議会

第12回合併協議会

8月12日(火) 熊本県八代総合庁舎

新市の議員定数は『42人の定数特例』を確認

報告事項

- 報告第十七号 新市建設計画策定経過報告
- 報告第十八号 市町村合併啓発ビデオ制作事業経過報告
- 報告第十九号 電算システム統合業務等経過報告

協議事項

- 協議第二十七号 平成十四年度歳入歳出決算の認定並びに監査報告について ↓認定
- 協議第二十四号 農林水産業関係事業の取扱(地籍調査)について ↓継続
- 協議第二十五号 情報公開及び個人情報保護の取扱について ↓確認
- 協議第二十六号 特別職等の身分の取扱について ↓確認
- 協議第二十一号 財産及び債務の取扱について ↓継続
- 協議第十一号 議会議員の定数及び任期の取扱について ↓確認
- 協議第二十八号 介護保険事業の取扱について ↓継続
- 協議第二十九号 第三セクター等の取扱について ↓継続

鏡町住民投票の結果を受けて『郡市一体』推進を再確認!!

七月二十七日(日)に鏡町で実施された「鏡・竜北・宮原三町法定協議会」設置の是非を問う住民投票の結果、有効投票総数九千九百九十五票のうち、設置に賛成二千七百二十五票、反対六千四百七十票となり、反対票が過半数を超え七十%を上回ったことで三町法定協議会の設置は見送られ、昨年十一月に始まった一連の住民投票の手続きは終了しました。

長は「宮原町民の八割が郡市一体に反対している。最終的には住民アンケートで判断したい」と言われていたが、今でもその気持ちに変わりないのか伺いたい、古村議長からは「七対三の割合で圧倒的に反対が上回った。これで郡市一体は動かない」との発言がありました。

一方、竜北町の浜田町長からは「従来どおり郡市一体を推進していく」、笠原議長からは「議会ではいろいろな意見もあったが、最終的には郡市一体推進を確認した」との発言がありました。

最後に、宮原町の平岡町長からは「住民は類似性・共通性のある町との合併を望んできたが、それが成らなかったため、今後は郡市一体の一員として進んでいきたい。町民には説明会を開催し、郡市一体で理解が得られると考えている」、黒木議長からは「郡市一体合併に向かって粛々と行きたい」との発言がありました。

これらの発言を受けて、最後に中島会長から「本気で郡市一体合併を進める気がないと十七年一月の合併には間に合わない。本日、郡市一体を再確認し推めていきたい」とのまとめがなされました。

この結果を受けて中島会長から「これまでは鏡町の住民投票の結果待ちという面もあったが、住民投票の結果を重く受け止め、今後は気持ちを一つにして、主張するところは主張し、譲るところは譲りあつて、平成十七年一月十六日の合併を実現させたい」という挨拶がありました。さらに、協議に先立ち中島会長から「鏡町の住民投票の結果を踏まえて、鏡・竜北・宮原三町のそれぞれから、今後どのような方針で臨まれるか表明頂きたい」との発言があり、鏡町の福嶋町長からは「住民投票では周辺市町村に大変迷惑をかけたが、結果にはホッとしている。ただ、署名の結果を受け、竜北・宮原の町長に議会に付議されるか照会した際、宮原町

協議事項

平成十四年度協議会

決算監査報告

八月五日、振興局五階会議室において協議会監査委員により、平成十四年度協議会歳入歳出決算についての監査が行われました。

八月十二日の協議会では、事務局より歳入歳出決算（歳出決算額三千百十五万円）について説明後、山本壽監査委員（宮原町）より、歳入歳出決算書並びに関係書類について、計算に過誤は無く、収支に違法な点がなかった事が報告されました。

この報告を受け、協議会では平成十四年度決算が全会一致で認定されました。また、監査委員からは、これからも広報啓発事業に益々力を入れて取り組むようにとのご意見も頂きました。



▲監査報告を行う山本壽監査委員

協議第十一二号（継続協議）

議会議員の定数及び

任期の取扱いについて

平成十五年一月の第五回協議会で小委員会から提案され、継続協議となっていた議会議員の定数及び任期の取扱いについては、「四十二人の定数特例とし、選挙区は設置しない」とする案が採決により確認されました。

協議会では、前回まで提案を受け入れられないとしていた宮原町から「再三にわたり協議してきた結果であり、前回どおり四十二人の定数特例で選挙区設置」、泉村からは「議会等では選挙区設置を望む意見もあるが、これまでの協議状況を踏まえ、提案に歩み寄る」、八代市からは「合併の趣旨からは三十四人の原則選挙



▲合併後、当分の間、新市の議場となる現在の八代市議会議場

であるが、都市一体の合併が成就するためお互いが譲り合うことも必要だと判断から四十二人の選挙区なしを受け入れる。市の譲歩は郡の譲歩が条件だったが、議論を尽くしても全会一致に至らない場合、採決には本意ながらも参加する」との報告がありました。

その後の協議で「これ以上議論を繰り返しても意見は変わらない。採決を望む」「選挙区を望むことは変わらないが、採決の結果には従う」などの意見が宮原町と泉村から出されたため、採決により確認することになりました。

挙手による採決の結果、出席委員三十四人のうち、賛成二十九票・反対五票で「四十二人の定数特例とし、選挙区は設置しない」とする案が確認されました。

協議

議会議員の定数及び

任期の取扱いについて

新市における議会議員の定数及び任期の取扱いについては、「市町村の合併の特例に関する法律第六条第一項議会の議員の定数に関する特例」を適用し、公選選挙法第三十三条第三項に基づき市町村の合併後五十日以内に行われる設置選挙に限り、議員定数を四十二人とす。

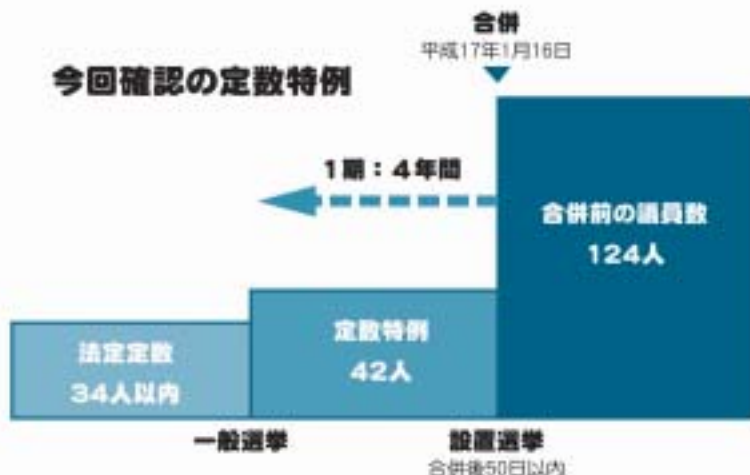
●市町村の合併の特例に関する法律●

第6条[議会の議員の定数に関する特例]

この法律により、新たに設置された合併市町村については、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り法定定数の2倍に相当する数を超えない範囲で議員の定数を増加することができます。

このことから、合併後の新市の法定定数は34人以内ですが、定数特例措置により42人が可能となります。

今回確認の定数特例



協議事項

協議第二十一号（継続協議）

財産及び債務の

取扱いについて

財産及び債務の取扱いについては、竜北町を除く七市町村については提案どおり確認を得ることが出来ましたが、竜北町だけは「提案内容に反対するものではないが、持ち寄る債務については財産との間で総合的な調整が必要ではないか」として、債務の調整を望む強い意見が出されました。

これに対して他の委員からは、「債務は単純な借金ではなく公有財産であり、基金と債務を連動させた調整を図るならば、公有財産全体の評価をしなければならぬ」として、債務の調整は難しいという意見が出されました。

このように債務の調整を図るべきかどうかについての意見が活発に交わされましたが、七市町村は「債務については、現行のまま新市に引き継ぐ」という提案を受け入れているため、最終的には竜北町が再度持ち帰り、検討することになりました。

協議第二十四号（継続協議）

農林水産業関係事業の取扱い

（地籍調査）について

前回の協議の中で、坂本村と竜北町から「地籍調査は長期化することから、国県補助事業に加え、新市においても単独予算を投入し、事業の早期完了を図る必要がある」との意見があり、現在実施している事業計画を引き継ぐことで再度事業調整を行い、今回内容を修正し再提案となりました。

協議の結果、提案内容が前回と変わっているため、各市町村に持ち帰り、次回協議会で協議されることになりました。

■変更点■

* 前回提案

(一) 地籍調査事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、事業計画については、合併後新市において調整する。

* 今回提案

(一) 地籍調査事業については、現行の事業計画のまま、新市においても引き続き実施する。

提案

農林水産業関係事業の

取扱い(地籍調査)について

地籍調査事業の取扱いについては、次のとおりとする。

- (一) 地籍調査事業については、現行の事業計画のまま、新市においても引き続き実施する。

確認

情報公開及び個人情報保護の

取扱いについて

一、市政に関する市民の知る権利を尊重し、市政の諸活動を市民に説明する市の責務が全うされるようにすることが重要である。

新市においても引き続き、情報の積極的な提供を行い、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を推進するとともに、開かれた市政の推進に資するものとする。

(一) 実施機関の管理する公文書の開示請求については、請求権者の限定を行わないものとする。

(二) 開示請求の対象となる公文書については、合併前の市町村が定める条例による適用範囲とするものとするが、適用日前の情報公開については、努力条項を設けるものとする。

二、個人情報保護の取扱いについては、個人情報に関する実施機関、事業者及び市民の適正な取扱いを確保するための基本的事項を定めるものとする。

協議第二十五号（継続協議）

情報公開及び個人情報保護の

取扱いについて

情報公開及び個人情報保護の取扱いについては、前回の協議会において、各市町村に持ち帰った上で検討し、今回の協議会で確認することを申し合わせていました。

協議会では、八市町村とも提案の内容について、「提案どおり確認する」との報告がなされ、全会一致で確認されました。

協議第二十八号(新規提案)

介護保険事業の取扱い

について

この提案は、現在の八代地域八市町村で実施されている介護保険事業について、新市における取扱いを定めるものです。

提案内容について、竜北町から「現在、介護保険事業で竜北町が実施しているおむつ支給サービスについてはどうなるのか、また、財政安定化基金借入額・介護保険準備基金はどうなるのか」について意見が出され、協議の結果、各市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることになりました。

提案

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについては、次のとおり調整する。

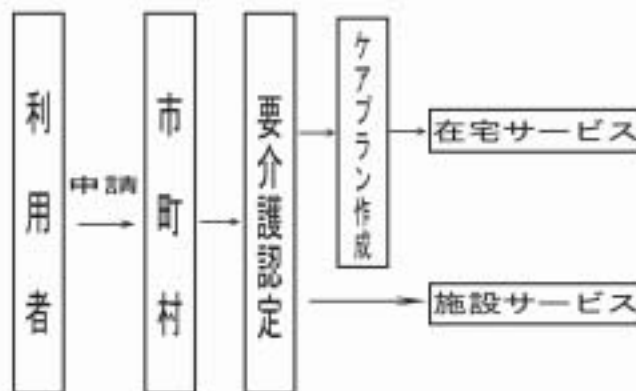
- (一) 第1号被保険者の保険料については、五段階方式で設定し、平成十六年度(合併期日後の期間)と平成十七年度は不均一賦課方式を採用し、第二期保険料改定と合わせて平成十八年度から統一する。
- (二) 第1号被保険者の普通徴収の納期は、平成十七年度が5月11日、平成十八年度が5月11日、平成十九年度が5月11日とする。

●介護保険料の概要●

介護保険制度は、みなさんがお住まいの自治体(市町村)が保険者となって運営しています。40歳以上の方が、市町村が運営する介護保険の被保険者となり保険料を負担し、介護の必要があると認定を受けた時は、費用の一部(原則1割)を支払って介護サービスを利用するものです。

また、被保険者は、年齢によって第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に分けられています。

▼介護サービスまでの流れ▼



協議第二十九号(新規提案)

第三セクター等の取扱い

について

この提案は、各市町村が資本金などの四分の一以上を出資し、監査権を行使することができる法人(第三セクター)及び八代市・鏡町に設置されている土地開発公社の取扱いを定めるものです。

土地開発公社について、合併までに完了できなかった事業について、新市においてどのような事業になるのか等の意見が出され、協議されましたが、各市町村に持ち帰り、次回の協議会で協議されることとなりました。

提案

第三セクター等の取扱いについて

- 一、第三セクターについては、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 二、土地開発公社については、次の手順により合併までに解消する。
- (一) 鏡町土地開発公社については、所有する土地を八代市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。
- (二) 八代市土地開発公社については、新市において新市土地開発公社として存続させる。

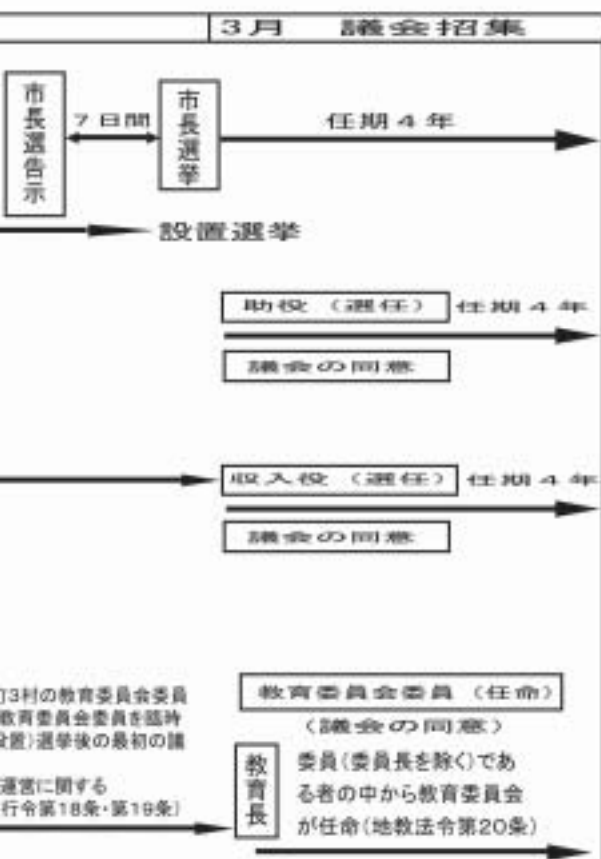


▲第三セクターで運営される道の駅・竜北

?第三セクターとは?

国や地方公共団体と民間企業が共同で出資を行っている法人をいい、「商法」の規定による「商法法人」及び「民法」の規定による「民法法人」があります。地方公共団体が出資している第三セクターには、以下の事業を行うものがあります。

- ア 社会的便益が広く地域にもたらされる事業を行うもの。
- イ 事業収益を一定程度地域社会に帰属させることが望ましい事業を行うもの。
- ウ 民間資本を中心とする事業であるが、地域振興等の観点から地方公共団体が資本参加する必要があると認められる事業を行うもの。



行政委員会) ★



▲抽選会の様子

【特別賞】十八名
 (熊本市) (五千円分地元特産物)
 田中弘美・一野エミ・大谷篤・柳澤信義・土田富士雄・藤田鎌志郎・平田寛朗(八代市)・吉永晶子(宮原町)・坂田佳孝(千丁町)・南由徳美・川元敦司・有田経裕(熊本市)・中山一郎(長崎県長崎市)・崎本雅彦(兵庫県宝塚市)・青木晴美(静岡県沼津市)・藤井俊(三重県名張市)・関信和(長野県長野市)・富水雄健(香川県さぬき市)

に災害発生時の応急処置を...
 もに、暫定予算執行期間内に復旧が必要な経費については特に制限は設けられていないので、その所要額を補正することができるとの説明がありました。
 この説明に竜北町も了解されたため、協議の結果、全会一致により提案内容どおり確認されました。

行い、統合してうえで引き続き設置するものとする。
 (三) 条例、規則等を根拠としてすべての市町村に設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものについては、同様な見直しを行うこととして統合し、その他のものについては、統廃合等の必要な見直しを行いながら合併時までに見直しを行うこととする。
 一 特別職等の報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例を参考に検討し、調整するものとする。

市町村合併啓発ビデオ

制作中!

協議会では、八代地域市町村合併協議会の協議経過とともに、新市建設計画策定に向けた取り組みや計画案の内容を地域住民の方々にわかりやすくお伝えし、合併推進の啓発に役立てることを目的としてビデオを制作しています。

子供さんからお年寄りのすべての方々に分かりやすく見て頂けるように、タイトルを「みんなで創る！新やつしろ物語」合併DO?する隊の活動を通して」と題し、八代地域八市町村の十校二十名の中学生に、合併に向けての問題点や疑問点を説明していく隊員として出演してもらい、地域住民の方々にも参加して頂く展開となる予定です。



▲中学生による話し合い



▲協議会を傍聴する中学生

中学生の夏休み期間を利用し、市町村合併調査隊として、これまでの「地域巡りバスツアー」や「自慢発表大会」、新市建設計画策定に伴う「ワーキング会議」の模様なども使用し、文字スローバーなどを使ってごなたにでも理解できるビデオとして、二十分間で飽きがない構成で制作しています。

また、八代地域出身の有名人の方からも激励のコメントを頂く予定です。

完成は十月頃で、シンポジウムや市町村住民説明会はもちろんのこと、各職場や学校などで活用して頂く予定としています。

新市建設計画

第六回地域ワーキング会議開催

「もうひとつのくまづき」

発表大会開催



▲第一部 中学生による「もうひとつのくまづき」会議

七月二十六日(土)千丁町パトリア千丁で「第六回地域ワーキング会議」が開催され、ワーキングメンバーと一般参加者を含め約四百名の方々が参加されました。

本年一月より、八代地域市町村の合併後の新市のまちづくりの基本方針となる「新市建設計画」づくりの一環として、十三地域で地域ワーキング会議を開催し、地域の見つめ直し(第一回・第二回)、地域自慢発表大会・地域めぐりバスツアーの実施(三月)、地域毎の将来像と住民の取り組みについて検討(第三回・第四回)、十三地域全体での四つの柱別施策方針の検討(第五回)を進めてきました。

今回の発表大会では、これまでのワーキング会議の総仕上げとして、十三地域のワーキングメンバーはもとよ

り、八代地域の人達に向けて、積み上げてきた成果を発表し、今後の新市建設計画策定に反映させていくということでも実施しました。

第一部では、午前十一時から中学生による「もうひとつのくまづくり」と題して、新市で他地域の生徒と一緒に進めていきたい取り組みについて検討しました。

午後一時からは、八市町村十三地域の大人のメンバーの方々が、それぞれ四つのテーマ(実り、抛り、躍り、誇り)別に分科会を開き、基本方針の最終確認をしました。

第二部では、四百名の参加があり、熊本県立大学総合管理学部の荒木昭次郎教授から「市民と行政の協働によるまちづくり」というテーマで講演がありました。

合併に対する不安を解消するためには、「合併後の地域内分権を進め、住民組織を活性化することが大切である」との貴重な提言を頂きました。

基調講演に引き続き、大人のメンバー四人と中学生四人の八人がパネリストとなり、四つのくまづくりについて意見を発表し、荒木教授からも一つ一つに、適切な助言を頂きました。



▲中学生の投票で1位となった取組み案

最後に半年間に渡る「地域ワーキング会議」での活動に感謝の意を表し、協議会の中島会長からワーキングメンバーの代表者に記念品を贈呈して大会を終了しました。

パネリストによる意見、荒木先生による助言を、これから本格的な作業に入る新市建設計画づくりに活用させていただきます。

計画の内容は、十一月頃開催予定のシンポジウムで発表の予定です。



▲荒木昭次郎教授



▲意見発表する中学生



▲意見発表するパネリスト

暮らし

1. 次代を担う人づくり



【方針1-1】 学校を中心に、地域づくりと一体となって子ども達を育てる

- 小、中学校と地域が一体となって、それぞれの地域での特色ある教育環境を創造する
- 特に地域での様々な体験や交流を通じて地域の人達が子ども達の健全な育成を見守るとともに、子ども達が地域を自慢に思えるような地域の教育力を高めていく

【方針1-2】 新市としての多様性と大きさを活かして子ども達を育てる

- 新市全体での様々な交流・体験機会を創造することにより、幅広い視野と個性を活かす子ども達の育成を図る
- また、高等教育機関の充実・誘致により、より高い学術、文化の向上と人材の育成を図るとともに、研究成果の地域還元を図る

2. 生きがいを求めることでの人づくり

【方針2-1】 身近な地域の活動の中で人づくりを進める

- 各地域の歴史・文化の伝承や高齢者の知恵を活かした生きがいづくりを通じた人づくりとともに、各地域の生涯学習拠点施設の充実による多様な学習機会の創造を図る

【方針2-2】 新市としての多様性と大きさを活かして人づくりを進める

- 新市が担う拠点性を活かした多様な文化交流やスポーツ交流を通じた人づくりとともに、高等教育機関の充実、誘致による高度な学習機会の創出による多様な学習ニーズへの対応を図る

3. まちづくりの中での人づくり

【方針3-1】 地域づくりと一体となって人づくりを進める

- 各地域のまちづくり活動の推進を通じて、地域への愛着とコミュニティづくりを進め、地域のまちづくりを担う人材を育成する

【方針3-2】 各地域の多様なまちづくり活動の情報交換・意見交換による広域交流の中での人づくり

- 新市がもつ各地域の多様なまちづくり活動を担う人達の交流により、広い視野を持つとともに、新市としての一体感の気運を高め、新市全体のまちづくり活動の活性化と支える人材づくりを進める

1. 人と自然と共生した暮らしやすい生活環境の実現

【方針1-1】 各地域の特性を活かして自然と共生する生活環境づくり

- 各地域の多様な自然資源を取り入れた生活環境づくりを進めるとともに、各地域の個性豊かな景観づくりを支援する

【方針1-2】 環境にやさしいまちづくり

- 水循環や自然生態系に配慮した生活環境づくりを推進するために、家づくりから宅地の緑化、公共施設の整備等、様々な技術と工夫を共有する拠点機能を充実させ、新市全体での取り組みとして広げていく

【方針1-3】 誰もが安心して快適に暮らせる生活環境づくり

- 市街地や集落、農地、自然環境との適切な調和ある土地利用のもとで、安全・快適な居住基盤条件と住環境の整備を各地域の状況に応じてきめ細かく推進する

2. ひとり一人がいきいきと安心して暮らす

注1：ユニバーサルデザイン
障害者、高齢者、健常者などの区別なく、誰もが利用しやすいように商品、街、住宅などを設計、デザインすること。

注2：ノーマライゼーション
障害者や高齢者などハンディキャップのある人を特別視することなく、そうした人々に配慮しながら、地域社会の中で共に普通の生活ができるような社会が当たり前とする考え方。

【方針2-1】 誰もが健康にいきいきと暮らせるまちづくり

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、保健、医療、福祉のあらゆる面において、各地域で身近なサービスがきめ細かく受けられるとともに、新市全体で質の高い高度なサービス体制を確保し、各地域と新市全体での体系との密接な連携を図る
- 健康づくりへの取り組みを重視し、保健、医療と福祉との連携による予防的な施策の推進を図る

【方針2-2】 人にやさしいユニバーサルデザイン^{注1}によるまちづくり

- ノーマライゼーション^{注2}の理念に基づき、各地域や新市全体の施設面(ハード面)や市民の意識(ソフト面)においてユニバーサルデザイン^{注1}の考え方を徹底し、その普及に努める

【方針2-3】 女性も男性もいきいきと暮らせるまちづくり

- 新市の構成員誰もが、男女の区別なく社会のあらゆる分野で平等に活躍でき、共に支え合っている社会を目指す

3. 住民主体のまちづくりの推進

【方針3-1】 各地域の独自性を活かした住民主体のまちづくりの推進

- 各地域の身近なまちづくりは、それぞれの地域の独自性を活かした住民主体、住民の自治による推進を図ることを基本に、その推進を支える体制や組織、支援制度の充実を図っていく

【方針3-2】 各地域のまちづくり活動の連携による活発な住民主体のまちづくりの推進

- 各地域での住民自治によるまちづくりの推進を背景に、新市全体でのまちづくりを担う人達の交流を促進し、より活発なまちづくり活動を推進する

暮らし

■地域ワーキング会議からの提案（第6回地域ワーキング会議までの結果）

実りの里

1. 多様で豊かな自然を守り育む

【方針1-1】 球磨川と氷川それぞれの流域全体で河川的环境や水質を守り育む
 ● 八代地域の山から海までの多様な自然環境を、水とそれを取り巻く様々な自然環境ととらえ、流域意識を持って家庭から山林までの幅広い自然保全・育成を総合的に進める。

2. 自然と共生する暮らしの実現

【方針2-1】 自然と共生する豊かな暮らしの創造
 ● 自然への環境負荷の少ない暮らしの工夫を大切にするとともに、身近な自然を保全・育成し、それを楽しむ豊かな暮らしの実現を支援する。

【方針2-2】 拠点的な自然資源を活かし、それらをネットワークして、八代地域全体での交流を広げる
 ● 新市におけるシンボリックな自然資源を八代地域の多様な自然環境の象徴として活かし、さらにそれらをネットワーク化して新市における自然資源を活用した交流の拠点として位置づける。

3. 豊かな実りの享受

【方針3-1】 各地域の自然から生み出される特産品による農業の活性化の推進
 ● 八代地域の多様な風土の恵みである農林水産業からの生産物による特産品づくりを基に、ブランド化や観光との連携など多様な活動展開による活性化を進める。

【方針3-2】 安全な農産品づくりによる地産地消の推進
 ● 新市において生産者と消費者が顔の見える関係を創造できる域内流通を確立し、安全な食材の提供を可能とする生産経営組織の強化を進める

【方針3-3】 将来の農林漁業を担う人材の育成・確保
 ● 新市の多様な農林漁業の取り組みを情報発信し、新たな人材の確保や人材育成を積極的に進める総合的な拠点形成を目指す

【方針3-4】 豊かな森林資源を活かした安定した林業経営の推進
 ● 林道整備等の基盤整備を推進しつつ、新市における地場産材の活用や各種森林資源からの恵みを受用できる流通を開発し、総合的な林業支援を推進する



1. 拠点到りこみやすい産業

【方針1-1】 工業振興の推進
 ● これまでの産業集積と広域交通網を活かして、国際化と環境問題への対応を視野に入れた工業の振興を図る

【方針1-2】 便利で特徴のある商業拠点の形成
 ● 新市の顔としての八代中心市街地の拠点機能強化と、新市の新たな玄関口としての新八代駅周辺の拠点形成の2つの商業核形成とともに、日常生活の利便性に配慮した有佐駅を中心とする鏡・宮原の商業拠点形成を推進する

2. 拠点を魅了する観光

【方針2-1】 各地域で育まれてきた多様で豊かな観光資源を活かし、それを連携して広域観光を推進する
 ● 八代地域の多様な歴史・風土が育んできた魅力的な観光資源を磨き上げ、それらを新市として連携することにより、四季を通じて楽しめる八代の観光ネットワークを構築する

【方針2-2】 各地域の自然や文化資源を活かした新たなスタイルの観光の推進
 ● 近年の多様な観光ニーズに応じて、八代地域の歴史・風土・自然を活かし、各地域の生活や産業との連携による体験交流型の観光スタイルの振興を図る

3. 拠点を支える基盤

【方針3-1】 広域交通ネットワークの充実
 ● 新市の一体的な将来都市像を支える広域交通ネットワークの充実を図る
 ● 新幹線開通（新八代駅～西鹿兒島間）を受け止め、十分な活用を図るためのアクセス道路の整備、在来線との連携を強化するとともに、鉄道と連携した新市内の公共交通としてのバスサービスの充実を図る

【方針3-2】 情報通信システムの充実
 ● 情報化社会に対応して、日常の暮らしを支える情報通信ネットワークの確立を図ると共に、新市の魅力を情報発信する情報拠点の形成を図る



拠りの里